

国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案 提案理由説明

ただいま議題となりました、国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案につきまして、日本維新の会（及びみんなの党）を代表して、提案の趣旨及びその内容をご説明いたします。

国内外の経済社会情勢が依然厳しい現状において、中長期的に持続可能な財政運営を確保し、世代間の公平を実現することの重要性については、既に多くの指摘がなされているところです。このためには、政治が、まず基本的方向性を示し、これを数値目標の形で設定し、その実現のための手段を選択し、その実施の進捗状況を管理し、有効性・効率性の判断を行った上で、これを次の政策に反映させていく、そのような国家経営の一連のプロセスを透明性を持った形で確立する必要があります。

しかし、現在の予算と決算は、中長期的な展望と責任体制に欠け、また、現金主義・単式簿記を基本とするものであるため、国家経営のプロセスを担保する手段として不十分であると言わざるを得ません。

国の責任ある財政運営の確保を図るためには、中長期的な視点に立った責任体制を確立し、発生主義・複式簿記に基づく公会計基準を導入する等の財政会計制度改革を、今こそ実施する必要があります。そこで、この実現のために、本法律案を提出した次第であります。

以下、具体的に申し上げます。

第一に、国の財政運営に関し、基礎的財政収支の黒字化等からなる五つの基本原則を定めることとし、政府に対し、この原則に沿った十年単位の財政運営中長期戦略を策定して国会に報告するよう義務付けています。

第二に、政府は、毎年度、財政運営中長期戦略にのっとり、財政運営短期戦略を作成し、国会の議決を経なければならぬこととしています。政府は、これに従い予算を作成することが義務付けられることとなります。

第三に、政府は、発生主義・複式簿記による予算財務諸表と決算財務諸表を作成し、両者について国会の議決を経なければならぬこととしています。

第四に、財政検証委員会は、企業会計の慣行を参考として、公会計基準を定めなければならないこととしています。

第五に、財政検証委員会の設置について定めることとしております。同委員会は、財政運営中長期戦略及び財政運営短期戦略の実施状況の監視等を行うため、内閣総理大臣の所轄に属する独立行政委員会として設置されるものであり、同委員会の職務は、公会計基準を設定することのほか、基本原則と財政運営中長期戦略、財政運営中長期戦略と財政運営短期戦略、財政運営短期戦略と予算財務諸表それぞれの間の整合性を確認すること、経済の現況及び見通しに関する報告書を作成すること等としています。

このほか、財政検証委員会は、人口構造の変化等我が国の経済社会情勢の変化や国際情勢の変化等が国の財政運営に及ぼす影響を踏まえた、おおむね五十年後までを評価期間とする世代間負担評価報告書や、国政選挙が行われる際の経済及び財政の現況及び見通しに関する報告書を作成し、公表することとしております。

第六に、政党その他の政治団体は、国政選挙が行われる際は、政府に対し、選挙公約に基づいて予算を作成した場合における予算財務諸表の作成その他必要な協力を求めることができることとしております。

最後に、本法律案は、公布の日から三月以内において政令で定める日から施行し、平成二十六年度の予算及び決算から適用することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。